

取引参加者に対する監査に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、株式会社東京商品取引所（以下「当社」）の業務規程第3条第17項の規定に基づき、取引参加者に対する監査に関し必要な事項を定める。

2 前項の監査は、取引参加者の商品先物取引法、同法に基づく命令若しくは同法に基づいてする主務大臣の処分、当社の業務規程その他の諸規則又は取引の信義則の遵守の状況及び業務又は財務の状況等を調査し実態を把握することにより、当社市場の公正性及び適正な商品先物取引業務の遂行に資することを目的とする。

(監査員)

第2条 監査は、当社の社員のうちから自主規制を担当する執行役が任命した者（以下「監査員」という。）が行う。

(監査員の権限)

第3条 監査員は、取引参加者の役員又は従業員に対し、必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めることができる。

(監査員の義務)

第4条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査は、すべて事実に基づいて行わなければならない。
- (2) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正でなければならない。
- (3) 職務上知り得た秘密を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(取引参加者の義務)

第5条 取引参加者の役員及び従業員は、監査員から第3条に規定する要求があった場合には、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(監査の実施方法)

第6条 監査は、監査員が取引参加者の本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所（以下「店舗」という。）において行う。ただし、当社が認める場合にあっては、当該取引参加者が当社に提出する書類により行うものとする。

- 2 当社は、必要があると認めるときはいつでも取引参加者に対して前項の監査を行うことができる。
- 3 当社は、必要に応じて、他の商品取引所、株式会社日本商品清算機構、日本商品先

物取引協会及び日本商品委託者保護基金と共同して監査を行うことができる。

(監査の通知)

第7条 当社は、取引参加者の店舗において監査を行う場合は、当該取引参加者に対し、監査期間、監査基準日、監査内容等必要な事項を書面により通知する。ただし、当社が必要があると認めるときは、通知なくして監査を行うことができる。

(監査員証明書の提示)

第8条 監査員は、監査を開始するにあたり、取引参加者に対し監査員証明書を提示する。

(監査結果の報告)

第9条 監査員は、監査が終了したときは、速やかにその結果を自主規制を担当する執行役に書面により報告しなければならない。

(監査結果の措置)

第10条 当社は、監査の結果、必要と認めた場合には、業務規程による制裁その他の措置を行うときを除き、当該取引参加者に対しその旨を指摘し、当該指摘内容について改善を求めることができる。

2 前項の求めを受けた取引参加者は、遅滞なく、改善のため必要な措置を講じ、その結果を当社に報告しなければならない。

(監査結果の通知)

第11条 当社は、監査を終了した場合は、当該監査の結果を取引参加者に書面により通知する。

(改廃)

第12条 本細則の改廃は、自主規制委員会の決議をもって行う。

附則

本細則は、平成23年11月10日に施行する。

附則

第1条(目的)の変更規定は、業務規程第3条(市場管理細則等)の変更規定に係る商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成24年6月4日)に施行する。

附則

第1条（目的）の変更規定は、商号変更に係る定款変更の施行日（平成25年2月12日）に施行する。